

## 長束集会所管理規程

第1条 長束集会所(以下「集会所」という)の使用運営の円滑を期すため、本規程を定める。

第2条 集会所を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するときは、事前に管理人に申し込むものとする。
- (2) 使用時間は、原則として午前8時30分～午後10時までとする。  
使用時間区分は別紙使用料に定める。  
ただし、使用時間内に片づけ時間を含むものとする。
- (3) 使用後は掃除をして、電気、ガス、水道、空調機、換気扇等の停止を確認し戸締りを確実にする。
- (4) 備品器具等を借用した場合は元通りに返却すること。なお、備品器具等を破損・汚損した場合は、速やかに管理人に報告し、使用者の責任において弁償しなければならない。
- (5) 使用に際し生じたゴミ、空き缶、ペットボトル等については、すべて持ち帰ること。

第3条 次の各号に該当する場合は使用できない。

- (1) 公益、風俗を害すると認められるもの。
- (2) 建築物及びその付属物を損傷するおそれがあると認められるもの。
- (3) 騒音を発したり付近に迷惑を及ぼす行為があると認められたとき。
- (4) その他、集会所の使用目的以外と認められるとき。

第4条 集会所の使用を承認され、使用した場合は使用料を納付しなければならない。

使用料は別紙のとおりとする。

なお、老人(60歳以上)が老人集会所用の和室(8畳)を利用するときは無料とする。

第5条 火災予防については、使用責任者において特に注意すること。

2 集会所内に危険物を持ち込んではいけない。

第6条 緊急やむを得ない事態が発生した場合は、使用の取り消し又は日時の変更を求めることがある。この場合は運営委員長と協議の上決定する。

第7条 この集会所の諸規定に著しく違反したものについては、次回からの使用をさせないことができる。

第8条 この規程を改定する場合は運営委員会に諮る。

付則この規程は平成19年 6月 8日から施行する。